

評 価 報 告 書

平成 28 年 3 月

京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童相談業務評価検証部会

目次

1	はじめに	1
2	評価の視点	1
	ア 評価項目	1
	イ 評価の実施方法	2
3	現在の状況	2
	(1) 児童の特性に応じた適切な援助について	2
	(2) 安全で快適な生活について	4
	(3) 一時保護所と所内外との連携について	5
	(4) 質の高い支援を行える施設運営体制について	7
	【評価のまとめ】	8
4	用語解説	10
5	京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談業務評価検証部会	11

児童相談所一時保護所のあり方について

(評価報告)

1 はじめに

増加する児童虐待問題に迅速・適切に対応するため、国においては、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」を設置し、特に児童虐待防止対策について、幅広く提言を行ったところである。(平成27年8月28提言)

このような状況を踏まえて、本検証部会では、児童虐待、放任等により児童を家庭から一時引き離し、安全を確保し、行動観察及び生活指導を行う必要がある場合に一時的に入所させ、児童の安全確保と援助を行う一時保護所のあり方について評価を実施するものである。

2 評価の視点

本府においては、児童の課題や状況等を踏まえた処遇等について、3児童相談所が連携した対応を行っているところであるが、各一時保護所における取組状況の実態を調査、確認するとともに、国における一時保護所のあり方に関する検討も踏まえ、一時保護機能強化のための助言を行うものである。

ア 評価項目

(1) 児童の特性に応じた適切な援助について

- 一人ひとりに応じた適切な対応となっているか
 - ・児童の状況把握及びアセスメントをどのように行っているか
 - ・被虐待児、障害のある児童、非行等の問題がある児童への対応
 - ・児童の権利擁護

(2) 安全で快適な生活、学習支援について

- 児童が生活するにふさわしい住環境となっているか
- 外出できない等制約が多い中、生活内容への工夫がなされているか
- 児童に応じた学習支援が行われているか

(3) 一時保護所と所内及び所外との連携について

- 児童の受け入れ時に所内他部門との連携、他児童相談所との連携は図られているか
- 児童の入所から退所に至るまで、担当児童福祉司や心理判定員との連携は図られているか

イ 評価の実施方法

各委員が分担して、家庭支援総合センター、宇治児童相談所、同児童相談所京田辺支所及び福知山児童相談所に出向き、調査項目に沿って児童相談所職員（所長、副所長、参事、一時保護担当職員）からのヒアリングや状況確認等を行うとともに、一時保護施設の状況について調査を行った。

〈現地調査日程一覧：平成27年度〉

調査対象児童相談所	実施日
家庭支援総合センター	8月12日（水）
宇治児童相談所	8月11日（火）
宇治児童相談所 京田辺支所	8月5日（水）
福知山児童相談所	7月29日（水）

3 現在の状況（事前調査、聞取結果等による）

(1) 児童の特性に応じた適切な援助について

ア 児童の状況把握及びアセスメントについて

- 一時保護開始時における児童の状況把握について
 - ・ 計画保護の場合：一時保護担当職員、児童福祉司・心理判定員が一時保護の目的、行動観察の主眼点、保護中の対応予定、現在入所している児童との組合せ等について事前協議を実施している。
 - ・ 緊急保護の場合：随時得られる情報を共有し、適切な対応を実施している。
- 一時保護後のアセスメントについて

- ・週1回（毎週木曜日、午前中）一時保護所職員、担当児童福祉司・心理判定員による1週間の振り返りと今後の見通しについて協議（限られた時間であり、非常勤職員は勤務日の制約がある）を行う。
- ・必要に応じ、随時、職員同士で情報共有等を行っている。

イ 被虐待児、障がいのある児童、非行等の問題がある児童への対応

○ 被虐待児への援助・対応における配慮及び工夫について

- ・入所時のオリエンテーションで保護所が安心して過ごせる場であることを丁寧に説明するとともに、不安について小まめに聞き取り、安心して生活できるように配慮している。
- ・受けた被害を再体験させることのないよう、言葉使い、対応の仕方、他児童から暴力や職員の指導の口調にも配慮している。

○ 障害のある児童への援助・対応における配慮及び工夫について

- ・障害の特徴等について、事前協議で十分把握するとともに、行動観察しながら適切に対応できるよう情報共有を図るため、日誌に特徴的な行動を記録するほか、宿日直への引継ぎを丁寧に行っている。
- ・対人関係の構築が困難な児童に対しては、関わり方について、特に配慮している。

○ 非行等、問題のある児童への援助・対応における配慮及び工夫について

- ・児童との信頼関係の構築に心掛けるとともに、ルールを明確に提示し、生活の枠組みを設定するなど、規則正しい生活が送れるようにしている。
- ・保護所内において児童間に序列が生まれないように配慮するほか、保護所内で暴力行為や窃盗が発生しないよう、物の取扱いや他児童との関係に配慮するとともに、問題行動が発生した場合は原因等の把握に努め、児童と一緒に考える機会を設定している。

ウ 児童の権利擁護について

- ・小学生以上の場合は、入所時に「子どもの権利ノート」を読み合わせ、渡している。
- ・プライバシーへの配慮、トラブル回避のために、居室を個室利用するほか、緊急時（暴力事案、無断外出、自傷行為等）以外は、居室への立ち入り、荷物チェッ

ク等は同性職員が対応している。

- ・ 日常的な声かけや日記の記載を通じ、意見を表明しやすい関係を作るとともに、必要に応じてミーティングを実施するなど職員が連携して児童指導を行っている。

【委員の助言】

- ・ 限られた職員数で一時保護所を運用する状況では、無理が生じているのではないかと。特に、夜間・休日の宿日直を非常勤嘱託職員に任せるのは困難と思われる。
- ・ 現場の努力は認めるが、理想を求めすぎるのは無理がある。一時保護所はあくまで通過施設であり、一時保護所においては一人一人に寄添い、個別の対応を行うのは負担が大きすぎると思われる。一時保護所が果たす役割として、第一に個別対応が求められているわけではない。
- ・ 傷つき、保護される子どもの立場で対応していただきたい。組織や設備の問題も重要と思われるが、心への支援が大切であり、日々接する職員の果たす役割が大きい。特に、宿日直員への子どもの権利についての研修をはじめとした研修をしっかりと行うとともに、休日・夜間態勢の充実により、引継ぎが適切に行われるようにされたい。
- ・ 一時保護所は、生活の場であることから、感染症等、病気に対する研修を充実することは重要である。
- ・ 一時保護所に専任の心理職員を配置することにより、不安定な児童に対して適切に対応できるとともに、児童の特性に応じた安定した援助を行うことができる。

(2) 安全で快適な生活について

ア 住環境、生活内容への工夫について

- ・ 普段の生活リズムに変化が生じないように配慮している。
- ・ 基本的な日課以外の創作、スポーツ活動等は、子どもの意見を尊重するとともに、季節感を取り入れた行事を実施している。

イ 学習支援について

〈就学児〉

- ・学校における学習内容を基本とし、学習サポーター（教員OB）の支援により本人の能力に合わせた学習の計画的実施と学習習慣の定着を図っている。

〈未就学児〉

- ・幼児スペースを確保し、保育士が中心となり年齢や能力に合わせた対応を行っている。

【委員の助言】

- ・現場の努力は認めるが、理想を求めすぎるのは無理がある。一時保護所はあくまで通過施設であり、一時保護所においては一人一人に寄添い、個別の対応を行うのは、負担が大きすぎると思われる。一時保護所が果たす役割として、第一に個別対応が求められているわけではない。
- ・傷つき、保護される子どもの立場で対応していただきたい。組織や設備の問題も重要と思われるが、心への支援が大切であり、日々接する職員の果たす役割が大きい。特に 宿日直員への研修をしっかりと行い、引継ぎが適切に行われるようにされたい。
- ・子どもが病気になるなど、不測の事態を考えると現在の一時保護所の陣容には不安がある。保護所以外の児童相談所職員（保健師、看護師）からのバックアップがあるとしても、生活の場であることから感染症の発生等を考え、専属の看護師の配置や夜間の往診等の対応も検討する必要がある。

（３）一時保護所と所内外との連携について

ア 一時保護受入時の所内外連携

- ・既入所児童との関係で、受け入れが困難な場合は、他児相や施設と必要な調整を行っている。京田辺支所には、一時保護所が併設されていないため、必ず受入保護所と調整しなければならず、他児相に比べて負担が大きい。
- ・保護の目的、保護者への対応、保護中の児童への対応、今後の見通し等について協議を行い、児童に関する情報共有するが、緊急保護の場合には、特性、医療、アレルギー、配慮事項等についての情報が不足しがちである。

イ 入所から退所までの担当児童福祉司及び心理判定員との連携

（所内ケース）

- ・毎日、ミーティング等を行い、情報共有を行うほか、担当職員、担当福祉司、

心理判定員により、週1回、1週間の振り返りと今後の見通しを協議する。

- ・入所後2週間、1箇月経過後には観察会議を行い、児童の状況、今後の生活、等について協議を行う。

(所外ケース)

- ・毎日の情報共有は出来ないが、担当が来所した際には児童の様子を伝え、現在の状態や今後の見通しについて協議する。保護が長期化する場合は、1箇月を目途に観察会議を開催している。
- ・児童の課題や既に保護している児童との組合せ等を配慮し、定員に満たない場合でも他の一時保護所に保護することがあるが、日常的な情報共有ができないことや移動に係る負担が大きい。
- ・判定援助方針会議等に一時保護所職員が参加できていない。緊急時の受入に関する調整が困難などの課題がある。
- ・他の一時保護所で保護されると、子ども同士の情報交換等により交友関係が複雑となる場合がある。
- ・措置元児童相談所と異なる児童相談所の一時保護所に入所した場合、担当者が近くにいないため、児童が不安になる。
- ・複数の保護所を行き来すると、ルール、設備、立地等の違いによる混乱を生じるなどの課題がある。

【委員の助言】

- ・各児童相談所の近くにある児童養護施設やグループホーム等の機能を活用することも検討すべきと考える。大阪市では、一般家庭に委託しており、それをきっかけとして里親登録を行うなどの副次的効果もある
- ・4拠点の児童相談所、3カ所の一時保護所が適切に連携することによって、更なる機能強化を図る必要がある。
- ・業務の外注や民間委託によるスリム化についても検討する必要がある。
- ・京田辺支所においては、一時保護所が併設されていないことから、調整に時間を要してきたと思われる。子どもへの迅速・適切な対応のために、体制整備が必要と思われる一方で、スカイプを活用した会議など、工夫の余地もあるのではないかと。
- ・現在の児童相談所の4拠点について、すべてをフル装備ことにこだわるのではなく、機能分担を考える時期にあると思われる。その際には、スペースや近隣関係等も配慮しながら検討する必要があると考える。

- ・宇治及び福知山児童相談所については、男女児をひとつのエリアで処遇せざるを得ない。設備について改善の必要があるが、周辺地域との関係についても、十分な配慮が求められる。
- ・児童の学習権の保証の観点から、学校との連携を進める必要がある。

(4) 質の高い支援を行える施設運営体制について

ア 一時保護所職員間の情報共有、連携における工夫

- ・現状では、非常勤宿日直職員の出勤日等に制約があるため、引継ぎ等に十分な時間を確保できないことから、児童に対する連続性を保った支援ができにくい状況にある。
- ・宿直からの引継ぎに十分な時間がとれないことから、留意点の口頭引継ぎに加え、児童ごとのファイルや観察日誌の作成により情報共有を行っている。
- ・週1回（毎週木曜日、午前中）担当職員、担当福祉司・心理判定員により保護児童の1週間の振り返りと今後の見通しについて協議している。

イ 一時保護職員への経験年数に応じた研修の実施状況について

- ・研修への積極参加を心がけているが、囑託職員が多く児童対応の職員数が少なくなることから参加が困難な状況にある。（センター）
- ・宿日直員向けの研修は実施していないが、年1回、宿日直員との意見交換会を実施し、児童対応での問題点等に関する協議を行っている。（宇治）
- ・年2回宿日直員研修を実施しているが、経験年数別には実施できていない。

（福知山）

ウ その他（対応に苦慮すること等）

- ・パニック状態となった児童による、職員や他の児童への影響や物的被害が生じる事があり、行動がエスカレートしないよう適度な距離を置きながら、収まった後児童とともに振り返りを行い、再発防止について考えている。
- ・無断外出を止めると子どもが過度に興奮する場合があることから、単に制止するのではなく、寄り添いながら説得している。
- ・保護期間が長くなり見通しをもてない状況においては、怠惰な生活に陥り規則正しい生活を送ることができない場合もあり、児童福祉司・心理判定員と連携しながら対応している。
- ・夜間、休日時の困難事案の発生については、丁寧な引継ぎと宿日直マニュアル

の作成、状況に応じた宿直体制の強化、常勤職員の支援に加え、宿日直員への研修機会を設けスキルアップを目指している。

【委員の助言】

- ・非常勤職員の勤務体制の見直しを行うことで、十分な引継時間を確保するなどして、児童の状況を共有し、連続性を保った支援を行う必要がある。
- ・一時保護所は、正職員、非常勤職員が連携し、児童への支援を行っていることから、正職員のみならず、非常勤職員も含めた経験に応じた研修を行うことが、質の高い支援を行う上で重要である。

【 評価のまとめ 】

1 一時保護所の運営状況について

(1) 児童の特性に応じた適切な援助について

平日の昼間は職員が、夜間・休日は非常勤嘱託が子どもに対応することから、連続した対応ができていない。児童に対して連続した措置ができるよう体制を整備する必要がある。

不安定な児童に対して、適切に対応できるとともに、児童の特性に応じた安定した援助が行えるよう、一時保護所に専任の心理職員を配置する必要がある。

(2) 安全で快適な生活、学習支援について

日々、一時保護所入所児童に接する職員の果たす役割が大きい。特に、宿日直員への研修をしっかりと行い、引継ぎが適切に行われるようにされたい。

児童の学習権の保障の観点から、学校との連携を更に進める必要がある。

また、生活の場であることから感染症の発生を考えると専属の看護師の配置や協力医療機関との連携が必要である。

(3) 一時保護所と所内及び所外との連携について

4拠点の児童相談所、3カ所の一時保護所が児童に関する情報の共有を図るなど適切に連携することによって、更なる機能強化を図る必要がある。

2 今後の一時保護所のあり方について

- ・ 現在、各一時保護所の定員と実保護人員に大きく差異があり、数字の上では

余裕があると言わざるを得ない。トラブル回避のため各居室を個室利用しているとのことではあるが、このような状況で設備拡充、体制強化を求めても、理解されない。保護実績を上げたうえで、拡充・強化について理解が得られるよう、その必要性を明確にする必要がある。

しかし、一方、安全・安心を確保するために、個室対応の重要性が国の専門委員会報告に盛り込まれている点を考慮すれば、定員のあり方について、再検討するのもひとつと考えられる。

- ・ 現在の児童相談所の4拠点について、すべてをフル装備することにこだわるのではなく、機能分担を考える時期にあると思われる。
- ・ 厚労省の専門委員会において一時保護の積極実施が求められ、量的拡大も予想されていることから、その対応に向け一時保護所のあり方等について検討する必要があるのではないか。
- ・ 宇治児童相談所 京田辺支所については、一時保護所が併設されていないこと。また、宇治児童相談所及び福知山児童相談所については、建物自体が老朽化しているうえ、近隣との関係において、改修が困難であること等を考慮すれば、府全体における一時保護所のあり方を検討すべき時期にあると思われる。
- ・ 今後、国において、児童相談所体制強化プラン（仮称）の策定が予定されていることから、府においても、その動向を見ながら一時保護所のみならず、児童相談所の体制強化に向け検討を進める必要がある。

4 用語解説

用 語	解 説
社会保障審議会	厚生労働省に設置されている審議会等の一つ。厚生労働大臣の諮問に応じて、社会保障制度横断的な基本事項、各種社会保障制度や人口問題等に関する事項を調査審議することを目的とする（厚生労働省設置法第7条）。
一 時 保 護	虐待等により児童を家庭から一時引き離す必要がある場合（緊急保護）や適切かつ具体的な援助方針を定めるために生活レベルから子どもの行動観察、生活指導等を行う必要がある場合等に、一時保護所に児童を入所させること。
児 童 福 祉 司	児童相談所に置かなければならない職員で、児童相談所長が定める担当区域により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行うケースワーカー（病気や非行その他の障害等により、社会生活への適応に困難な者又は適応に失敗した者に対して社会的援助活動を行う者）の一種。
心 理 判 定 員	児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、発達障害相談支援センター等の施設において心理学の専門的学識に基づく心理判定業務に携わる職員。
子どもの権利ノート	一時保護所に入所するに当たり配付するもので、子どもたちの生活上の諸権利が守られるだけでなく、主体的に生きていくことを目指した内容が記載されている。
里 親	里親は、親がいない子どもや、親がいても事情により一緒に暮らすことができない子どもを本来の家庭に代わって、自分の家庭に迎え入れ、家庭的な雰囲気の中で暖かい愛情と正しい理解を持って育てるもので、「養育里親」、「専門里親」、「養子縁組里親」、「親族里親」の種類があります。
児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
グループホーム	本体の児童養護施設とは別の場所に、既存の住宅等を活用して行う。大舎制の施設では得ることのできない生活技術を身につけることができ、また家庭的な雰囲気における生活体験や地域社会との密接な関わりなど豊かな生活体験を営むことができる。
ス カ イ プ	コミュニケーション・ソフトウェア。比較的低速な回線やファイアウォールの内側でも高音質の安定した通話を実現できることが特徴。一般の電話との相互通話を実現する機能（国によって制限がある）やビデオ通話機能も備えている。

5 京都府社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童相談業務評価検証部会

氏 名	役 職
津 崎 哲 郎	NPO法人 児童虐待防止協会 理事長 関西大学客員教授
麻 田 知 壽 子	NPO法人きょうとCAP代表
安 保 千 秋	弁護士（京都弁護士会所属）
廣 井 亮 一	立命館大学大学院教授
細 井 創	京都府立医科大学教授
本 郷 俊 明	京都府民生児童委員協議会会長